

平川市内の空き店舗を活用する事業者を応援します！

令和8年度 平川市 空き店舗対策 事業補助金

平川市内にある**空き店舗**を賃借して出店される方へ、
店舗家賃や改修費の一部を補助する制度です。

対象者

新たに市内の空き店舗を活用して事業を行う方（3年以上継続して営業することが見込まれる事業）

条件

- ・ 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上かつ1週間のうち5日以上営業する方
- ・ 市内で現在営業している店舗から移転し、移転前の店舗を空き店舗としない方
- ・ 当事業の**認定前に改修に係る工事等に着手していないこと** 等

空き店舗



※詳細はこちらをご確認ください

対象経費

- ① 空き店舗の営業開始月以降の**賃借料**
12ヵ月分の3分の2以内
(限度額：**5万円/月**、**60万円/年**)
※敷金、礼金及び共益費は除きます
- ② 営業開始日までの**店舗改修費**（消費税除く）
2分の1以内
(限度額：**商業集積地域 100万円**、**その他地域 50万円**)
※内・外装工事等の工事請負費、建物と一体となって機能する備品の購入費（商品陳列棚や店舗看板）

問合せ先

平川市経済部 商工観光課 商工政策係
電話：0172-55-5732（直通）

申請の流れは裏面をご覧ください

申請手続きの流れ

STEP

01



申請書の提出

店舗の賃貸契約後に下記の申請書類を提出してください。

- ①事業認定書②店舗の位置図・内外写真・改修工事前の写真③賃貸契約書の写し④改修工事の見積書の写し
- ⑤住民税等収納状況調査同意書（市外に住所を置く申請者は、世帯員全員分の納税証明書）
- ⑥個人情報の提供に係る同意書

※この他に書類提出を求める場合があります。

※**認定決定後から事業に着手できます。**

STEP

02



営業開始届の提出

認定日から1年以内に営業を開始し、速やかに「**営業開始届**」を提出してください。

※営業要件：午前9時から午後7時の間に3時間以上、週5日以上の営業

※定期的に市で営業状況を確認します。

STEP

03



補助金交付申請の提出

営業開始から1年経過後に下記の申請書類を提出してください。

- ①交付申請書兼実績報告書②直近の店舗内外写真③家賃支払いを証明する書類の写し④店舗改修に係る領収書の写し等⑤直近の確定申告書類の写し⑥住民税等収納状況調査同意書（市外に住所を置く申請者は、世帯員全員分の納税証明書）⑦事業に関連する営業許可証等の写し

※交付額確定通知書を受領した後、補助金交付請求書と振込先通帳の写しを速やかに提出してください。

STEP

04



事業状況報告

補助金を交付された年度の翌年度から起算して**3年間**、**事業状況報告書を毎年4月末までに提出**をしてください。